

というものが保障をされるなら、裁判員の負担軽減にも、それから裁判員制度の検証にも大きな意義があるのではないかと。日弁連を中心にそうした第三者検証機関の提言があります。

私は、今後、検討、検証をしていく上で、こうしたものも当然可能性あると思つんですが、大臣の感想だけを伺って、今日質問を終わります。

委員長（魚住裕一郎君） 時間ですので、答弁は簡潔にお願いします。

国務大臣（上川陽子君） 心理的な負担を軽減をするというよりも緩和していくということ、何よりも国民の参加をしっかりとお願いをするということでありますので、不安をなくす、そして負担を軽減するということについては様々な取組をしっかりとしながら、また交流会等の成果もしっかりと生かしながら、あらゆる方法で対応していくことが大事だというふうに改めて決意をしているところでございます。

仁比聡平君 終わります。

田中茂君 日本を元気にする会・無所属会、無所属の田中茂です。

今日は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

先ほど来皆さんおっしゃっているように、これが平成二十一年に導入されてからほぼ六年になる

わけですが、裁判員を経験した方々から、先ほどの、何度も言われていますが、アンケート調査でも、経験して良かったという回答が得られているようで、市民感覚を裁判に取り入れると、当初の目的も徐々に私は果たしているように感じております。

それを踏まえ、今後多くの国民の参加を得て制度を充実させてほしいとの私の基本姿勢を踏まえて、それにのっとり幾つかの質問をさせていただきます。

まず、先ほど来、仁比先生もおっしゃっていましたが、やはりここで一番大事になるのはメンタルケアについてだと思っております。これはあらゆる面で非常に重要なポイントになっていくとは思っておりますが、それはなぜかという点、法律専門家でない民間人を裁判員として国家が選任し公的義務を負わせるということで、最も配慮すべきことだと私は思っているからであります。

裁判員は、先ほど来皆さんおっしゃっているように、日常生活では見ることがないような凄惨な証拠写真を見なければならぬ。また、自らが関わった裁判に関しては、生涯、その評議に関する情報をほかに漏らしてはならない守秘義務が課せられているわけであり、これは大変な精神的な負担が掛かっていると、そのように思っております。だからこそ、国家が国民に課す以上、それ

に対する十分なケアを行うべきであると、そう考  
えております。

そこで、四月十四日の委員会で、随分前なん  
ですけど、質問回答で、裁判員経験者へのカウンセ  
リング、五回まで無料ということの回答がありま  
した。裁判員への関与が裁判員に与える影響とい  
う意味では、確かに個人差はあると思います。がし  
かし、裁判員として参加することが国民の義務で  
あり、基本的に正当な理由がない限り拒否できな  
いというのであれば、国としてより以上のフオー  
ーはすべきかと思えます。

ただ、この五回まで無料というのは、これは私  
の勝手に思った解釈なんです。なぜ五回なのか、  
その理由が分からないわけであり。むしろ、  
深刻な症状になるほど回数もフオーも必要にな  
るのではないかと思われ。五回まで無料とい  
うのが無責任な印象すら受けかねません。この  
五回まで無料という根拠をまず説明していただ  
けませんか。

最高裁判所長官代理人（平木正洋君） お答え  
申し上げます。

メンタルヘルスサポート窓口の設置に当たり、  
メンタルヘルス対策の専門知識を有する民間業者  
に意見を聞きましたところ、カウンセリングを五  
回実施しても症状が改善しない場合には、対面カ  
ウンセリングを継続するのではなく、医師に引き

継ぐことが相当であると考えられるとこのこと  
でございましたので、これを踏まえて五回という回数  
を設定したものでございます。このような場合で  
ありまして、電話によるカウンセリングを引き  
続き無料で受けていただくことは可能でござい  
ますし、必要に応じて医療機関の紹介も実施して  
おるところでございます。

田中茂君 そのように説明していただければ  
いいわけであって、あえてこういつつに五回まで  
無料というのを強調する必要は、僕はないので  
ないかと思っております。そうしないと、変な誤  
解を与える可能性があると思うので、その辺、よ  
く注意しておいていただきたいと思います。

やはりこのメンタルというのが一番大事なので、  
今後も、当初から、もう最初の段階から積極的に  
丁寧にカウンセリングを行うと、そういう姿勢で  
やっていただきたいと思います。先ほど来  
からずっとその説明をされているので、この件に  
ついては、私は、質問は終わりにしておきます。

先ほど、若干、仁比先生がお話しされたように、  
証拠と裁判に関して、極めて微妙な立場になると  
思っています。前回、裁判員裁判に裁判員とし  
て参加した女性が急性ストレス障害で仕事を長期  
間休まざるを得なくなりました。介護施設の運営会  
社からパートの契約を打ち切られて訴えていた裁  
判で、原告側は、裁判員制度が苦役からの自由を

定めた憲法十八条などに違反していると主張し、  
国側は、最高裁が、二〇一一年ですが、同制度を  
合憲と判断している上、相当な理由がある場合は  
裁判員の辞退を認めるなど柔軟にしていると反論  
し、請求を棄却した事案がありました。

これについては原告の請求が棄却されたわけ  
ですが、その一方で、この元裁判員の方のストレス  
障害と裁判員裁判との関連性については認めてお  
ります。ストレス障害になった方には同情を禁じ  
得ませんが、このことにより、裁判員に選任され  
ても辞退する人が増えるおそれがないとも言え  
ないわけであり。また、証拠に関しても、凄惨  
なものも除くなどの対策は講じられていると思  
いますが、必要以上にそのような証拠の使用を避け  
ることによって、適切な判断を下すという、その  
必要な証拠が採用されなくなるのではないかと  
いう、こういうデメリットも考えられます。実際  
に被害者や遺族の方にもそういう意見があると思  
っております。

そこで、裁判員の精神的負担軽減と適切な証拠  
等の確保という矛盾をはらみかねないこの問題に  
ついては、どのような施策を検討されているのか。  
先ほど、イラストを使うとか、いろんな説明をさ  
れているということですが、実際的にはどう  
いうことをお考えになっているのか、お聞かせ  
いただきたいと思います。

最高裁判所長官代理者（平木正洋君） お答え  
申上げます。

証拠の採否や具体的な取調べ方法等に関しましては、それぞれの裁判体が事案に応じて判断することでございますので、事務当局はお答えする立場にはありませんが、例えば遺体写真の取調べ等に関する東京地方裁判所の申合せにおきましては、裁判員の負担のために必要な証拠を取り調べないということではなく、その証拠によって立証しようとする事実は何か、その事実の立証のためにその証拠が真に必要なものなのか、その証拠が裁判員に過度の精神的負担を与えることはないか、他の証拠で代替できないかなどを慎重に吟味し、真に必要な証拠であれば、取調べの方法を工夫するなどの配慮をした上で取り調べることにいたしますし、そもそも、判断のために必要がないとか、ほかの証拠でも代替できるという場合には採用しないという議論がなされたものと承知しております。

このような議論を踏まえまして、各裁判体におきましては、委員御指摘の要請をいずれも満たさよう、適切な判断を行っているものと思われま

す。田中茂君 この問題は、本質性が、メンタルケアということが必要な証拠までも何らかの形でそれを見せないということになると、またこれも本末転倒な話になるわけですので、その辺は十分気

を付けてやっていただきたいと、そう思っております。

そこで、先ほど来また皆さん質問をされていましたが、守秘義務契約について一点聞きたいと思

います。裁判員になることをちゅうちょするその理由の一つとして、秘密を守り切れる自信がないという回答が調査結果でもあります。

裁判員経験者に対して、法曹のプロではないにもかかわらず、生涯にわたって厳しい守秘義務契約が課せられており、違反した場合には懲役刑まで設けられているという現状を考えると、当然二の足を踏む、そういう人たちが増えるのも理解できますが、ただ、その一方で、九五%の裁判員経験者が、経験したことは有意義であったと回答している。そういうことを見ると、裁判員としての経験は、その人にとっても価値のある経験であったとも考えております。

また、市民感覚を反映させた分かりやすい裁判という制度目標を考えると、もっと活発な議論をオープンにしなければ、裁判員裁判としての意味がないのではと、そのようにも考えているわけ

です。先ほど来、どこまでが守秘義務でどこまでがいいのか、そういうことを言っていると、より活発な議論もこれ以上裁判員制度を推進させるための

ネックになる可能性もあるので、その辺は十分、どこまでできるのか、どこまでできないのか。先ほど説明はいただきましたが、例えばそういうことを考えたときに、まず一点お聞きしたいのは、こういう守秘義務に関して、一般的に司法修習生に対してどのような守秘義務に関する教育とか研修を行っているらっしゃるのか、私、全く分かりませんので、その点、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

最高裁判所長官代理者（平木正洋君） お答え  
申上げます。

司法修習生は、個人のプライバシーに深く関わる具体的な事件等を素材として法律実務を学ぶことから、裁判官、検察官又は弁護士が守秘義務を負うのと同様に、修習に当たって知った秘密を漏らしてはならない守秘義務を負うものとされております。

守秘義務につきまして、司法修習生には、修習開始前に送付する資料に明記して周知しているほか、修習開始後の講義、各分野別実務修習のオリエンテーション及び裁判等を傍聴する直前等の機会等の折に触れて、教官や配属先の裁判官等の指導担当者から具体的に場面に応じた指導や注意喚起を行うことなど、各人の責任の重さについて自覚を促し、守秘義務の厳守を心掛けさせているところでございます。

田中茂君 今お聞きしまして、それはやっぱりプロに対するそれだけの研修を行うわけでありますよね。ただ、一般の人たちに対して、研修も受けていない、そういう全くの素人の人たちに守秘義務をやれと、すぐにそういうことを言ってもなかなか難しいと思うわけであります。

そこで、一生涯にわたってこつこつ守秘義務をやるとか、そつじやなくて、先ほど小川先生もおつじやったように、どの程度の範囲まではできるのか、どの程度までは大丈夫とか、あと、どのくらいの期間になればもうこれは守秘義務を課せませんよとか、そういうものはあってもいいんじゃないかと私は思っております。

そつじないと、これを、より更に裁判員制度というものを進展、発展させていくためには、評議会での話、どの程度まで大丈夫かということ踏まえた上で何らかの議論をしないことには、その後の発展が出てこないと思っております。

その辺について期限を区切るとか、その点についてはいかがでしょうか。範囲については先ほど随分説明していただいたので、その辺は割愛させていただきますと思うんですが、年でどのくらい切るとか、十年ぐらいでもいいのではないかと、そつじというのは御検討なさっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

政府参考人（林眞琴君） 御指摘の守秘義務の

関係につきましては、裁判員制度に関する検討会においても取り上げられ議論がなされましたが、結論に至っては、現行守秘義務に係る規定を見直すことについては消極的な意見が多数を占めたものでございます。

そつじったことから、今回、この検討会での議論も踏まえまして、守秘義務の見直しというものについては法改正に含めていないところでございます。その点については、守秘義務の範囲にわたるもののみならず、その期間、守秘義務の継続期間に関することでも同様でございます。

いずれにしても、今後、こつこつた形で裁判員の経験者からいずれいろんな形で意見を伺うというような場合におきましては、現行の守秘義務というものを前提としつつ、十分な御意見が伺えるような工夫が必要であらうかと思っております。

田中茂君 今後の裁判員裁判をより発展させるためにもその辺は是非検討していただきたいと、そつじ思っております。

次に、民間企業における裁判員休暇等の整備状況について質問させていただきます。

先ほど言いましたように、この裁判員制度、発足してから六年ほどたつわけでありますが、それまでに、当初の意図のようにつ、国民が実際に裁判に関与し、結果に、先ほども言いましたように、アンケートにも表れているように、経験したこと

がよかつたと、そつじつ評価も得ているわけでありますが、そこで、裁判員は専門職ではない民間から選任されるため、ほかに職を持つている方々も当然裁判員としての要請があるわけであります。実際、調査では、職業として半数以上、約六割、この方たちが会社勤務となっております。

この方々が裁判員裁判に参加するためにどうつう対応を取られたか。企業及び裁判員に対する調査結果はあると思つんですが、そつじつ中で、私が聞きたいのは、裁判員として参加することによつて、勤務先と協議した上で決定したのか。また平均として何日間裁判員裁判のための休暇を取得したか。三番目が、休暇を取得した場合、有給休暇であつたか無給休暇であつたのか。四番目が、長期にわたる審理に有給休暇を取得して参加した裁判員のケースがあつたかどうか。その場合、従業員に対する有給休暇の付与を使用者に対して義務付ける前提として、労働基準法では全労働日の八割以上出勤することが必要であるとされております。

これまでの最長では百日間にわたつて裁判員を務めたケースがあつたことですが、百日ともなるとかなり業務に支障を来すことが想定されます。そのようなケースではどのような状況であつたのか。実際問題として、会社勤めで年間百日も有給休暇を取得することはなかなか難しいと思

ますが、そもそもこういふ調査があるのか、この件についてもお聞かせいただきたいと思います。

最高裁判所長官代理人（平木正洋君） お答え申し上げます。

まず、委員御指摘の、勤務先を有する裁判員等は、参加することについて勤務先と協議、決定した上で参加したのかという事項については、裁判所としては把握しておりません。

次に、委員御指摘の、勤務先を有する裁判員は、参加に当たって平均何日間の休暇を取得したのかという点についても把握しておりません。

次に、三点目の、勤務先を有する裁判員が参加に当たって休暇を取得した場合、その休暇は有給休暇が無給休暇かという点についても、裁判所としては把握しておりません。

四点目の、勤務先を有する裁判員が有給休暇を取得して参加した長期審理の裁判員裁判のケースはあったか、ケースがある場合、その状況はどのようなものであったかという点についてお答えいたしますと、裁判員のプライバシー等の問題がございますので具体的な詳細までは申し上げられませんが、ある長期審理事件におきまして、有給休暇や勤務先で設けられている裁判員を務める場合の特別有給休暇を利用して裁判に参加した裁判員や補充裁判員の例があることを最高裁として把握しております。

田中茂君 法務省の方はいかがでしょうか。

政府参考人（林眞琴君） 法務省といたしましては、御指摘のような統計については把握しておりません。

田中茂君 この調査で六割が企業、会社勤務の方ということになっておるわけですが、企業の協力というのは極めて重要だと、そう思っております。これは企業に勤めている会社員のみならず、いずれはその奥様が、また子供たちも裁判員になる可能性もあるわけでありまして、いろいろな角度から考えたときに、この企業の協力というのは、将来的な裁判員裁判を進展させるときにも企業協力というのは極めて重要だと、そう思っておりますので、先ほど来、何が一番大事かと。この裁判員裁判を啓蒙することだと、あらゆる分野で啓蒙していくこととおっしゃっていましたが、この会社の、企業の協力なくしてはその後の進展もないと思いますので、全く今までそういう調査をしていないということは考えられないわけでありまして、今後、その点十分注意をして、そういう調査もやっていただきたいと、そう思っております。

そこに関連して、会社経営者のみならず、自営業者の方の場合、あるいは育児中、介護の方の場合、どのような対応をされているのか、教えていただきたいと思えます。当然ながら、自分に無理

が来ると思えばそれは自分で断ればいいわけなんです。法務省なり最高裁なりがどういふ対応をしているのか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

最高裁判所長官代理人（平木正洋君） 御質問の事項につきましては、最高裁判所としましては統計を取っておりませんので、把握していないということでございます。

田中茂君 法務省の場合も同じでしょうか。

政府参考人（林眞琴君） 法務省におきましても、そのような統計については把握しておりません。

田中茂君 先ほどと同じような話になると思いますが、是非ともこれも将来のためには調査をするようにしておいていただきたいと思えます。

また、これに関連してお聞きしたいのは、裁判員に選任されれば、実際に評議に当たる日はもちろんなんです。それ以外にも資料を読み込んだりするための時間を割くことになると思います。そのための時間を確保すべく裁判員休暇制度などを整備している企業も一部にはあると私は知っておりますが、目下義務付けられているわけではありませんが、仮に裁判員になった場合、業務上の負担や代替人員確保の難しさなどでは、大手よりも中小企業の方が困難ではないかと思っております。その場合には、企業にも裁判員となった社員にも

大きな負担が掛かると想像されます。法務省としては有給休暇取得ができるように働きかけているとのことですが、これも強制力はありません。

裁判員制度が導入され定着する一方で、呼出しへの、先ほど来皆さんおっしゃっています、出席率や、関心の薄れも見られるわけであり、誰しもが裁判員となる可能性がある今、裁判員候補として呼び出された場合、あるいは実際に裁判員として関与することになった場合に備えて弾力的に休暇を取れるよう、制度として支えることも必要ではないかと考えております。

これについて、国による国民、企業への義務化と、それに対する国の責任との調和等を含め、今後の方針をお聞かせいただけないでしょうか。

政府参考人（林眞琴君） 御指摘の点につきましては、現行制度の上では、まず、労働者が裁判員としてその職務を行う場合には、労働基準法第七条の規定によりまして休暇を取得することが可能であります。また、裁判員法におきましては、労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことを理由といたしまして、解雇その他不利益な取扱いをすることは禁じられているわけでございます。これが現行法の範囲でございますけれども、この現行法の範囲を超えて、更に裁判員を、職務を行う場合の休暇の取得を促進する制度、例えば特別な有給休暇を義務付ける制度、こ

うことを設けるかどうかにつきましては、やはり事業主側の負担等も考慮する必要があります。現時点においては慎重な検討が必要であると考えております。

いずれにしましても、こういった形での裁判員が参加しやすい環境を整えるということは非常に重要でございますので、法務省といたしましても、ホームページ等におきまして、事業者の方々に向けまして、裁判員等選ばれた従業員の方に特別な有給休暇を認めていただくこと、これについてできる限りの御配慮をお願いするということを求めてきたところでございます。

今後におきましても、最高裁判所や関係府省庁等とも連携しまして、更に参加しやすい環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

田中茂君 先ほど来話が出ているメンタルケアに関しても、企業の社員というのはそこで勤めているわけですから、そういう意味でも、企業と密接に話をしながら進めていくというのは多分もうたくさん出てくると思っております。そういう意味でも、企業とどういった点を協力し合っているのか、どこまでできるのか、どこまでできないのか、そういうものを含めて、もっと真剣にこの辺は検討していただきたいと、そう思っております。

次に質問したいのは、司法制度改革審議会、二番の、国民の期待に応える司法制度、その中

に、刑事手続に一般の国民の健全な社会常識を直截に反映させるとありますが、さきの法務委員会でも私の質問に対して、裁判員制度、この導入の趣旨ですが、これは、一般の国民が裁判の過程に参加して、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されることにより、国民の司法に対する理解、支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになるとの観点から導入されたとお答えになっております。

私、ちょっとこの辺で分からないのは、この国民の健全な社会常識と刑事手続との関連がよく分からないので、一体何を意味するのか教えていただきたいと思えます。国民感情であるとか市民感覚を裁判に反映させるというのであれば、すんなり入ってくるんですが、健全な社会常識というのは何を意味しているのか、市民感情イコール健全な社会常識という意味なのか。その辺、少し脱線するんですが、お聞かせいただけませんかでしょうか。

政府参考人（林眞琴君） 司法制度改革審議会意見書によりまして、一つには、一般の国民が裁判の過程に参加して、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることにより、国民の司法に対する理解が、支持が深まる、それによって司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになると、こういったことがうたわれております。

その一方で、裁判員が関与する意義は、裁判員と裁判員が責任を分担しつつ、法律専門家である裁判員と非法律家である裁判員とが相互のコミュニケーションを通じてそれぞれの知識、経験を共有して、その成果を裁判内容に反映させるという点にあるとも述べられているところでございます。これは、二つのことから、国民の健全な常識といえますのは、結局、法律専門家ではない国民の知識、経験やそれらに基づく知見のことであるうかと思えます。こついったものが、裁判員と裁判員との共同の、相互のコミュニケーションを通じて裁判に反映されていくというふうに考えております。

田中茂君 健全があれば不健全もあるし、常識というのが大体どういう常識なのかというのもしろんな意見があるところなので、非常に分かりにくい言葉だなと思ったものですから、ちょっとお聞きいただけです。

次に、もう時間になりますので最後にしたいと思います。思っていますが、裁判員裁判で死刑判決を下され、最高裁でそれが破棄された二人の被告の事案についてであります。一審ではその前科を基に死刑判決を下したわけであり。上位審では、一審は前科を重視し過ぎたという判断でありました。日本の刑法の趣旨である更生を主眼として服役させていたにもかかわらず、二人とも出所後すぐに

再犯に至ったことは、前科に対する更生を目的とした量刑が必ずしも適切ではなかったのではと自身は疑問に感じております。

ただ、私が憂慮しているのは、こついった事例が続くと国民に裁判員制度への不信感を抱かせる可能性があり、裁判員裁判への関心が薄れ、裁判員候補に選任されても嫌がる人が増えるだけでなく、裁判員裁判が形骸化する結果にもつながりかねないという点であります。

そこで、一般論として、今後の裁判員裁判を通じてなすべきことについてお伺いしたいと思います。

死刑という究極の刑罰も含め、裁判員の意見を重視することでも、何が何でも先例を踏襲した判断を下すことでもなく、市民感覚が反映された判断が積み重ねられることで、裁判員裁判を通じて適切な量刑を探り、国民の理解を得ていくことではないかと、そう思っておりますが、この点について大臣の御意見をお伺いしたいと思います。

国務大臣（上川陽子君） まさに裁判員裁判の意義に直接関わるといふことで御質問がございました。

国民が裁判員として司法の分野に参加するといふことの大変重い意味を考えてみますと、委員御指摘のとおり、こつした国民の皆さんの感覚が

示されていくという、こつした裁判の積み重ねによってそのことを大事にしていく必要があるのではないかとこつに思っております。判決の積み重ねを非常に大事にしていくことを通じて、更により良いものに改善をしていくということが何よりも大事だこつに考えております。委員長（魚住裕一郎君） 田中君、時間です。田中茂君 国民の期待を裏切るようなことはなく、裁判員裁判制度の充実を図っていくようお願いします。私を上げて、私の質問とさせていただきます。谷亮子君 谷亮子です。よろしく願います。

本改正案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定の整備を行うものでございます。

そこで、今回の改正案の柱の一つでございます。長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外は、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたる事件等について例外的に裁判員の参加する合議体で取り扱う事件から除外し、裁判官のみの合議体で審判を行い得ることとするとなっております。この長期間の審判を要する事件を裁判